

(3) 無職・無収入の場合

・無職・無収入の証明書(民生委員の証明、組合員の申立書等)

**\*注意事項\***

・平成20年分の所得証明書に収入があるときは、退職・離職等の確認できる書類

(4) パート・アルバイト等の収入がある場合

・雇用契約書の写し又は、給与明細書の写し(直近3ヶ月分)

(5) 事業所得、農業所得、不動産所得がある場合

・平成20年の確定申告書及び、収支内訳書の写し

**\*\*\*注意事項\*\*\***

- ・平成21年4月1日以降、新たに特別認定となり組合員被扶養者証の交付を受けた者は、被扶養者特別認定更新申立書と平成20年分の所得証明書のみを提出してください。(地方職員共済組合・警察共済組合からの平成21年4月1日付け転入者は除く。)
- ・父母又は祖父母の一方を被扶養者として認定する場合は、必ず兩名の最新の年金額の確認できる書類の写しと平成20年分の所得証明書を添付してください。(所得証明書に事業、農業、不動産等の所得がある場合は、確定申告書及び収支内訳書の写しも添付してください。)
- ・夫婦共同扶養に該当する場合は、組合員及び配偶者の源泉徴収票等の写しを添付してください。(夫婦とも、公立学校共済組合の組合員であるときに限り、源泉徴収票の写しは、省略できます。)
- ・補足書類として、上記以外に証明書・申立書等の提出をお願いすることがあります。

**\*取 消\***

1. 被扶養者の要件を欠くにいったとき

就職・結婚・所得限度額超過等で被扶養者の資格が無くなった場合

提出書類

・ 被扶養者申告書(取消)

人事給与システム接続可能な所属は、下記人事給与システム画面参照

人事給与システム接続不可の所属は、第3号様式

・ 取消をする者の組合員被扶養者証

・ 就職・結婚等場合は、取消年月日の確認できる書類(辞令・保険証等の写し・婚姻の確認出来る戸籍謄本)

・ 所得限度額超過の場合は、超過したことが確認できる書類(給与明細の写し等)

**\*\*\*注意事項\*\*\***

- ・取消手続きに関しては、事実発生後速やかに行ってください。